

地方自治体の関連職場で働く民間労働者の 現状と雇用確保の取り組み

小菅下水処理場委託職員ユニオン
書記長 橋本 武朋

講義の概要

- 1 地方自治体の職場で働く民間労働者とは？
- 2 発生するさまざまな問題
- 3 問題の原因はどこに
- 4 問題解決に向けて

はじめに

1. 職場は・・・

◆東京都下水道局小菅水再生センター

管理棟（事務棟）と処理施設（プラント）で構成された下水処理場

- ・ 処理施設（プラント）の運転管理 ➡ 下水道局職員
- ・ 管理棟（事務棟）の設備運転保守管理 ➡ 民間会社

◆自治体の施設で自治体の仕事（自治体業務）の一端を担っている民間企業

◆自治体が業務を民間企業に委託すること ➡ 民間委託 （請負、外注、アウトソーシング）









2. 仕事内容は…

◆建物設備の保守管理（ビルメンテナンス）

- ・管理棟防災センターに24時間365日常駐
- ・建物を維持していくのに必要な設備を運転して保守管理する
（電気、機械、空調、給排水、消防、防災などのライフライン）

3. 働き方は…

◆毎年3月の入札で、向こう1年間の仕事を受注できるか否かが決まる

- ・雇用形態は契約社員 → 仕事を受注できなければ失業の危機









組合は・・・

1. 業者交代の動きに対して職場を守るために結成（1994年）
2. 公務員ではないけれど全日本自治団体労働組合（自治労）に加盟

◆自治労は1991年より自治体職場の民間労働者の組織化に着手

◆公共サービス民間労働組合評議会（略称：公共民間）の結成

1 地方自治体の職場で働く民間労働者とは？

- (1) 民間労働者が自治体職場で働くしくみ
- (2) 公共サービスとは？ 民間との違いは何か？
- (3) 民間が公共サービスを請負うということとは？

(1) 民間労働者が自治体職場で働くしくみ

1) 自治体が公共サービスの仕事を民間企業に発注する

①業務委託制度

②指定管理者制度

③その他PFIなど

2) 自治体が出資して外郭団体を設立して事業を運営させる

※外郭団体とは「公社」「事業団」など

①業務委託制度とは

◆業務を一定の年限（委託期間）を切り、競争（入札）によって民間に委託する

○ 1964年の東京オリンピック以降拡大

○ 主な業務は…

庁舎清掃、受付、電話交換、警備、設備管理、医療事務、学校給食、学校用務、ごみ収集、し尿収集、清掃工場・リサイクル工場の運転管理、浄水場・下水処理場の運転管理、水道料金検針など

②指定管理者制度とは

◆公の施設の管理運営権限を一定の年限（指定期間）を切り、競争（公募）によって民間事業者を指定し委任する

- 2003年に導入

- 主な施設は…

市民会館、図書館、博物館、美術館、体育館、プール、保育園、学童クラブ、児童館、老人ホーム、病院、公園など

(2) 公共サービスとは？ 民間との違いは何か？

◆公共は民間が供給できないことを供給する

= 国民が生活していくうえで必要なことを安定して供給する

- ・インフラ整備（道路、河川、山林、港湾など）
- ・国民健康保険、年金、学校、病院、消防、警察など

◆公共（国・自治体）がやる仕事 ➡ 利益は関係ない（非営利）

◆民間（市場）やる仕事 ➡ 利益が見込まれる業種（利潤追求）

●公共と民間は対極の関係

(3) 民間が公共サービスを請負うという ことは？

◆利益を想定しない公共の仕事を、利益を追求する民間が担うということ

①公共サービスを利益追求の手段にすることの問題

②その問題に対処するために公共が加える制限

・受注のための競争と一企業に偏らないための年限

…公平性を保つために

●対極の関係にある両者が結びつくことの不安定性

2 発生するさまざまな問題

- (1) 労働者にとっては…
- (2) 受注者（企業）にとっては…
- (3) 発注者（自治体）にとっては…

(1) 労働者にとっては・・・

1) 不安定雇用

◆委託期間、指定期間による非正規雇用と失業

2) 低賃金

◆受注金額によって決まる賃金

3) 労働条件の悪化

◆人員削減、不十分な社会保障、職場環境の悪化、労働災害の発生

4) 働きがいの喪失

(2) 受注者（企業）にとっては・・・

1) 慢性的な人員不足

◆熟練労働者の流出と人材確保の困難性

2) 経営悪化と倒産の危機

◆入札時における安値受注競争（ダンピング）

(3) 発注者（自治体）にとっては・・・

◆公共サービスの不安定化 = 質の低下・安全の崩壊

- ・競争によってもたらされる安値受注による経費削減、人件費削減
➡ 労働者の技能・技術継承や教育訓練が行われない

①市営プールでの事故（埼玉県ふじみ野市・2006年）

...設備修理せず、監視員教育せず「委託料が安くて金をかけられない・・・」

②学校プール開放での事故（大阪府泉南市・2011年）

...監視員4人配置すべきところに1人「委託料が安くて人が集まらない・・・」

3 問題の原因はどこに

- (1) 業務委託、指定管理者という制度
- (2) 公共サービスをなぜ民間にゆだねるのか？
- (3) 民営化（民間活力の導入）の正体

(1) 業務委託、指定管理者という制度

1) 年限 = 委託期間、指定期間

◆年限 ➡ 雇用期間の制限 ➡ 不安定雇用

2) 競争 = 入札、公募

◆競争 ➡ コストカット「前年度より安く、他よりも安く」

低価格受注は人件費削減に直結 ➡ 安い労働力を求める企業

●年限と競争のしわ寄せが労働者へ転嫁される

(2) 公共サービスをなぜ民間にゆだねるのか？

1) 目的は自治体の歳出削減、人件費抑制

◆「仕事は減らないが、人は減らせ」⇒ 安い労働力が必要

2) 人件費ではなく物件費として積算される予算

◆人件費を物件費に置き換えて安い労働力をつくりだす

●業務委託、指定管理者という制度は安い労働力を生み出す手段

(3) 民営化（民間活力の導入）の正体

- 1) 民営化さえすればすべてうまくいく = 競争とコストの論理
- 2) 実態は低賃金不安定雇用で労働者を使うということ
- 3) 民営化、外注化（アウトソーシング）は非正規化と貧困化につながる
 - ◆正規雇用：3278万人（前年比16万人減）
 - ◆非正規雇用：1962万人（前年比56万人増） 37.4%が非正規

【2014年総務省労働力調査】

●非正規雇用の増殖を放置すると … 労働条件は低い方へ並んでいく

4 問題解決に向けて

- (1) 雇用確保と賃金労働条件改善のために
- (2) 労使交渉の限界を超えるために
- (3) 競争入札制度から職場を守るために
- (4) 今後の課題

(1) 雇用確保と賃金労働条件改善のために

1) 職場の団結・労働組合をつくる

◆力関係を変える ⇒ 職場支配権の確立 = 労使関係の逆転

「業務に精通しているのは我々現場の労働者である」

2) 雇用主（使用者）に対しての要求と労使交渉

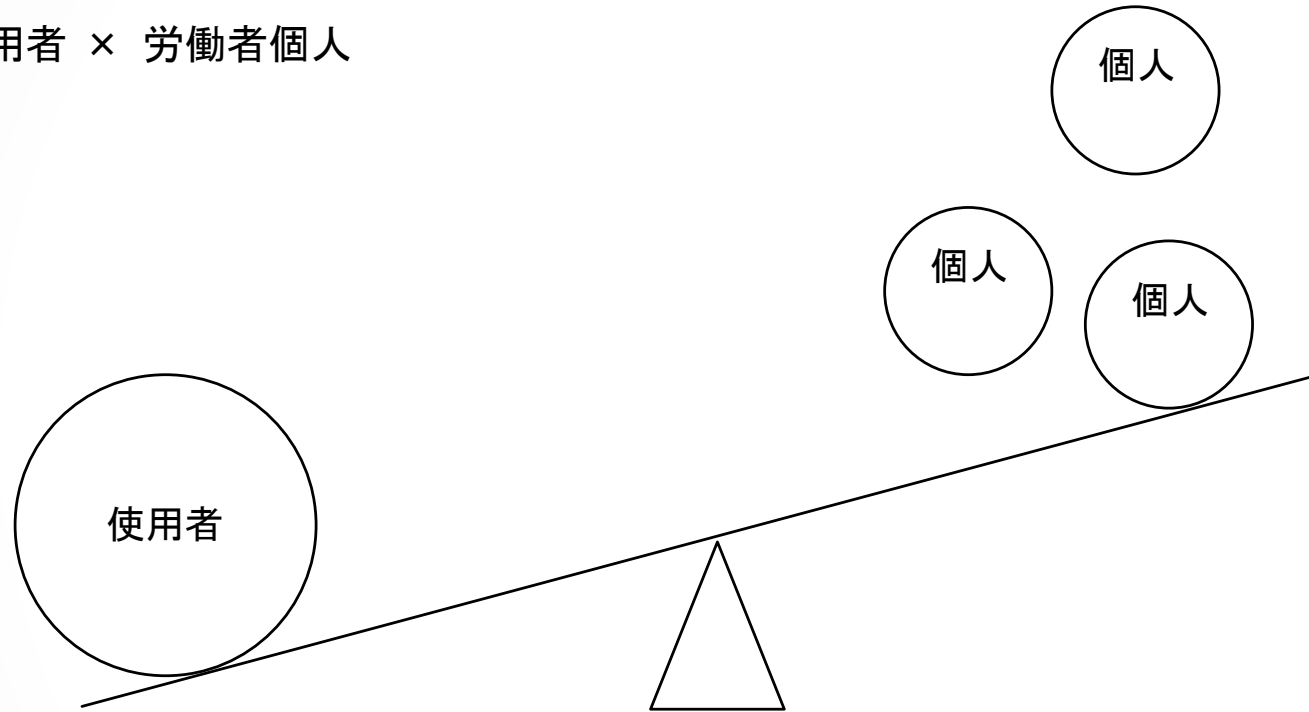
◆一定範囲内での要求実現

3) 発注者である自治体を抜きにしての労使交渉の限界

◆自治体と労働者の雇用関係の不在 = 間接雇用

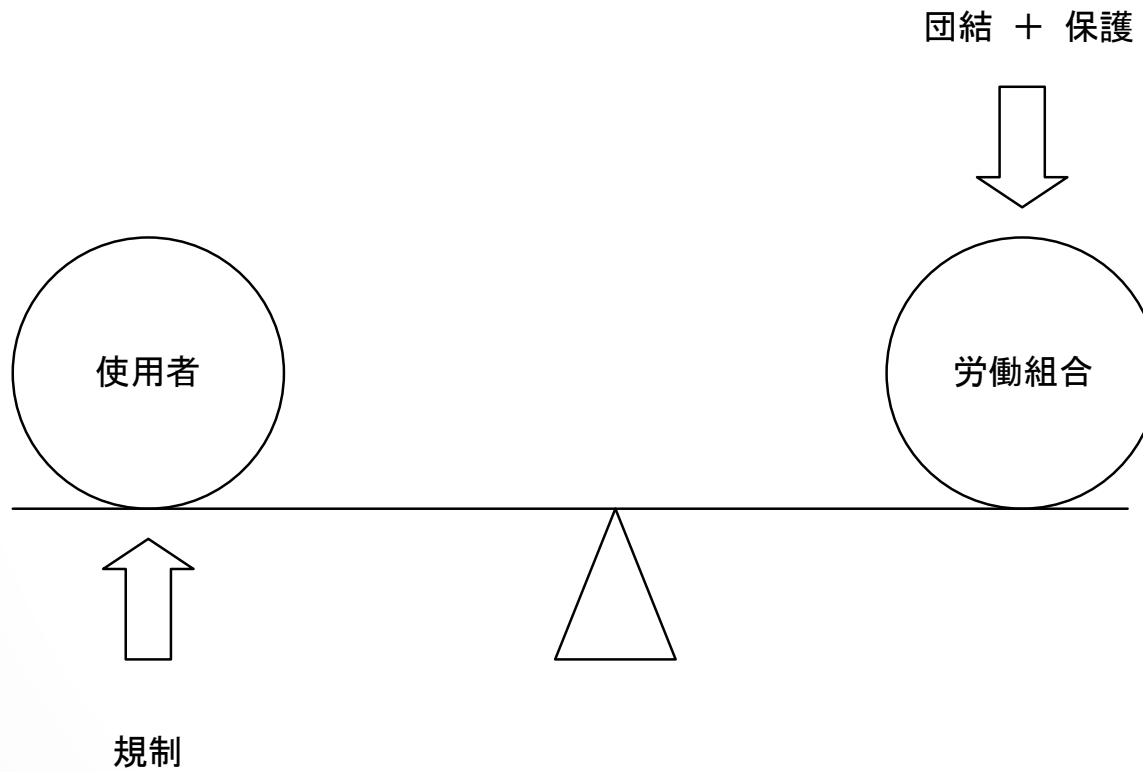
労働組合がないと...

1. 使用者 × 労働者個人



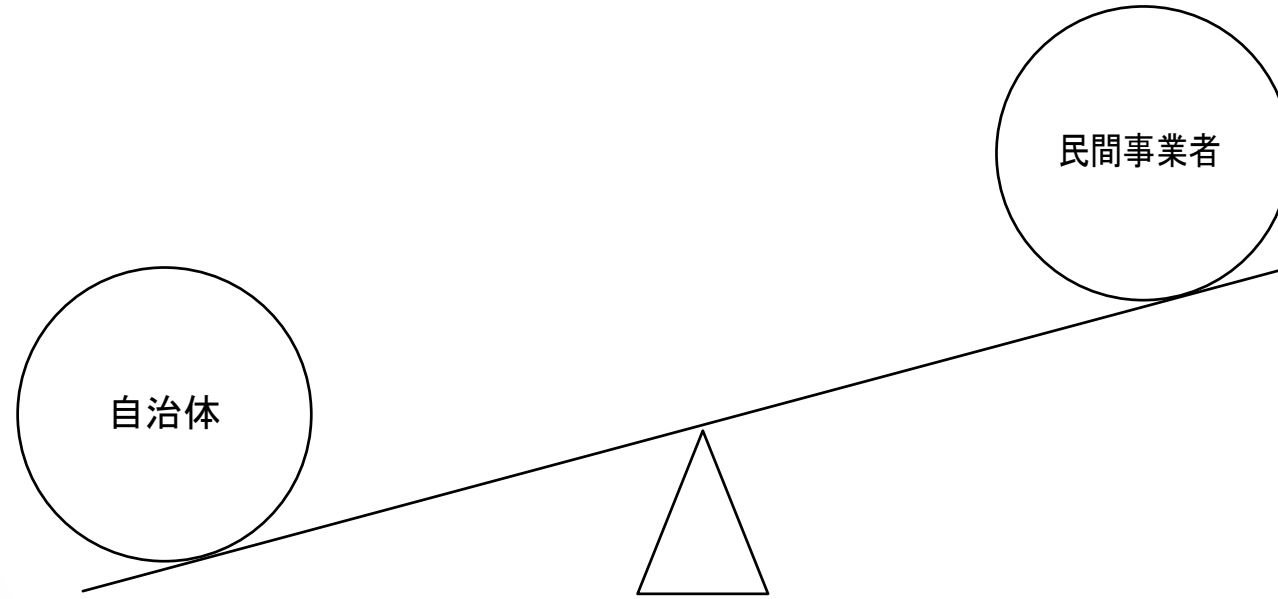
労働組合をつくる・・・対等な労使交渉へ

2. 使用者 × 労働組合（労働者の団結 + 労働法制による規制と保護）



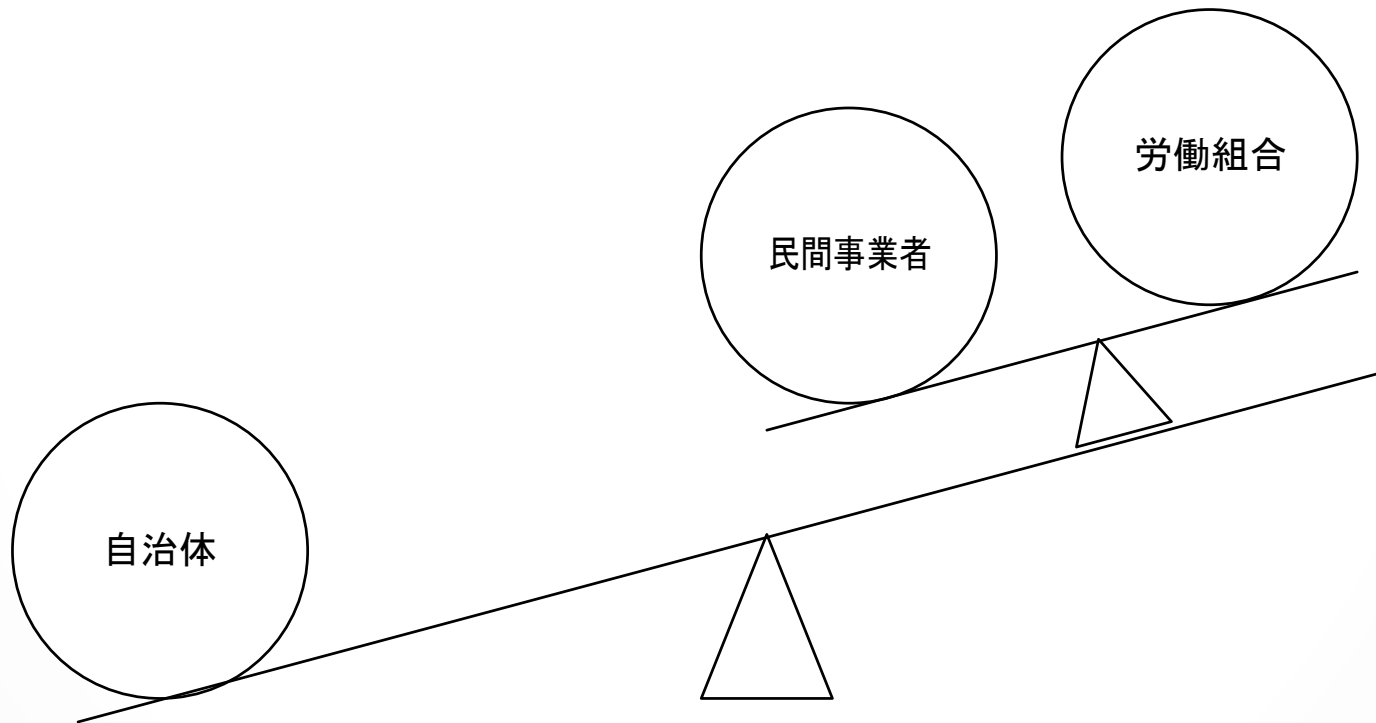
自治体と民間事業者の関係は・・・

3. 自治体（発注者）× 民間事業者（受注者）



自治体＝発注者を抜きにしての労使交渉の限界

4. 自治体（発注者）× 《民間事業者（受注者）× 労働組合》



(2) 労使交渉の限界を超えるために

1) 雇用関係がない自治体と交渉する

◆要望書の提出 → 自治体公務員組合と一緒に陳情する = 実質的な交渉

①雇用の確保

- ・ダンピングをする業者の排除
- ・業者変更の場合は新業者への雇用

②委託料を物件費ではなく人件費として積算

③公契約条例の制定等、制度の改革

④仕事や職場環境の改善

(2) 労使交渉の限界を超えるために

2) 自治体と労働者の共通課題での交渉

◆共通課題「公共サービスの劣化、不安定化を解消するには…」

①公共サービスには質の確保と安定供給が必要

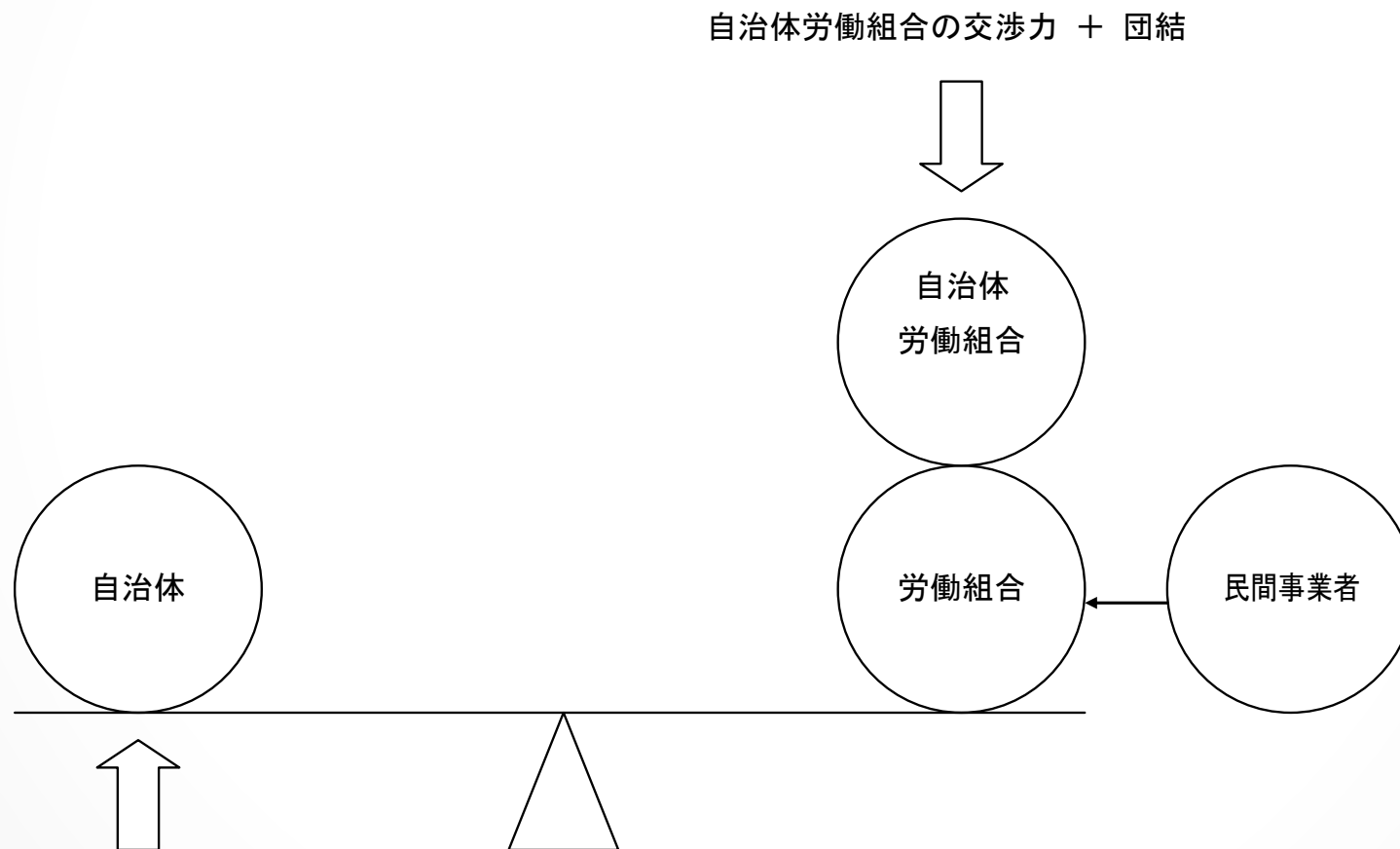
②質の確保と安定供給には経験と技術の蓄積が必要

➡雇用の継続 = 熟練労働者の育成

●公共と民間の結びつきの安定化へ

雇用関係がない自治体と交渉する

5. 自治体（発注者）× 《労働組合 + 自治体労働組合》 + 民間事業者（受注者）



自治体労働組合との雇用関係

(3) 競争入札制度から職場を守るために

1) 業者対策

◆入札による業者交代に備えるため…

- ①労働組合の存在をあきらかにする
- ②組合が居座っている現場は厄介な物件（組合が好きな会社はない）
- ③受注すると物件に組合が付いてくるというリスク
- ④リスク＝うまみがない物件『不良物件』
- ⑤組合を嫌って受注を避ける業者
- ⑥組合の存在を認めて共存しようという業者

(3) 競争入札制度から職場を守るために

2) 業者への申入れ = 『不良物件宣言』

◆業界各社への要望書の送付

①適正な価格での入札

②雇用・賃金労働条件等の引継ぎ

③賃金労働条件の改善

(4) 今後の課題

1) 入札制度の改革

① 価格競争（安ければ安いほど良い）を改めるために…

- ・ 総合評価方式（1999年 地方自治法施行令改正）の活用

② 安値受注競争 = ダンピング防止のために…

- ・ 最低制限価格制度（2002年 地方自治法施行令改正）の活用
- ・ 低入札価格調査制度（同）の活用

(4) 今後の課題

2) 法整備

①公契約条例の制定（地方自治体レベル）

- ・ 目的：自治体が民間から物品やサービスを購入する契約を通じて社会的な価値の実現を図る
- ・ 社会的価値：市場にまかせていては実現できない価値
… 生活できる賃金、雇用、人権、環境保護など
- ・ 2009年千葉県野田市で初、以降16市区で制定

(4) 今後の課題

②公契約基本法の制定（国レベル）

- ・ 公共サービス基本法（2009年制定）を実のあるものにするために

③ILO94号条約の批准（国際レベル）

- ・ 公契約における労働条項（1949年採択）
- ・ 自治体などの公的機関が事業を委託する場合、従事する労働者の労働条件が地場の賃金相場などを上回るように契約しなければならない

おわりに

1. 民営化・委託化・外注化は労働者の非正規化と貧困につながる
2. 労働組合の役割
 - ◆労働者への矛盾転嫁をさせない
 - ◆労働者の権利獲得と地位向上を勝ちとる
3. 労働者の権利獲得と地位向上は公共サービスの安定化につながる
4. 労働組合の連帯の拡大で実現をめざす